

## 大阪急性期・総合医療センター 随意契約状況一覧

## 建設工事

所属名	契約の相手方 (商号又は氏名)	契約件名	契約期間		契約金額(円) (単価契約の場合は 年間予定金額)	大阪府立病院機 構契約事務取扱 規程の適用条項	随意契約理由
			開始	終了			

## 委託契約

所属名	契約の相手方 (商号又は氏名)	契約件名	契約期間		契約金額(円) (単価契約の場合 は年間予定金額)	大阪府立病院機 構契約事務取扱 規程の適用条項	随意契約理由
			開始	終了			
施設保全グループ	東芝エレクトロニクスシステムズ株式会 社	災害対応無線患者管理システム保守点検業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	9, 205, 900	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	富士フィルムヘルスケアシステムズ株式 会社	日立製作所社製医療機器の保守点検業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	16, 287, 700	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	富士フィルムメディカル株式会社	富士コンピューテッドラジオグラフィースystem 保守点検業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	12, 908, 148	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	キャノンメディカルシステムズ株式会 社	放射線治療用CT装置保守点検業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	7, 260, 000	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	キャノンメディカルシステムズ株式会 社	超音波診断装置保守点検業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	20, 781, 970	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	キャノンメディカルシステムズ株式会 社	X線CT画像診断装置 (Aquilion64) の保守点検業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	13, 596, 000	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	株式会社千代田テクノ	被ばく線量測定業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	9, 314, 800	第19条 1 項2号	特定の者(当該業者) でなければ、診療に著しく支障が生じてしまうため。
施設保全グループ	株式会社MMコーポレーション	心臓リハビリシステムの保守点検業務	R4. 4. 1	R7. 3. 31	8, 250, 000	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	特定非営利活動法人住吉高齢者障がい者 福祉事業団	屋外環境管理作業業務(随契)	R4. 4. 1	R5. 3. 31	3, 099, 987	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	株式会社ナンブ精工	歯科技工業務(保険診療・自費分)	R4. 4. 1	R5. 3. 31	7, 490, 000	第19条 1 項2号	当該業務について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	日本光電工業株式会社	日本光電工業社製医療機器保守	R4. 4. 1	R5. 3. 31	16, 720, 000	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	ラジオメーター株式会社	血液カシステム保守点検業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	5, 196, 400	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	日機装株式会社	透析部門設置機器保守業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	6, 243, 600	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	株式会社フィリップス・ジャパン	生体情報モニター保守点検業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	11, 814, 000	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。

施設保全グループ	株式会社フィリップス・ジャパン	超伝導磁気共鳴診断装置保守点検業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	13, 612, 500	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	株式会社LSIメディエンス	臨床検査業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	127, 000, 000	第19条 1 項2号	特定の者(当該業者) でなければ、診療に著しく支障が生じてしまうため。
施設保全グループ	アズビル株式会社	大阪急性期総合医療センターの空調設備用自動制御機器の保守点検業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	10, 450, 000	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	エア・ウォーター株式会社	アイソレーション設備保守点検業務	R4. 4. 1	R7. 3. 31	9, 537, 000	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	エア・ウォーター株式会社	本館・中央館空調機保守点検業務	R4. 4. 1	R7. 3. 31	4, 125, 000	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	エア・ウォーター株式会社	医療ガス配管設備保守点検業務	R4. 4. 1	R7. 3. 31	31, 185, 000	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	東芝インフラシステムズ株式会社	中央監視設備の保守点検業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	4, 016, 100	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	エア・ウォーター西日本株式会社	令和4年度における大阪急性期・総合医療センター純粋製造装置の保守点検業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	5, 379, 000	第19条 1 項8号	一般競争入札を行ったが、不落となったため。
施設保全グループ	宮野医療器株式会社	大阪急性期・総合医療センター高圧蒸気滅菌機保守点検業務	R4. 4. 1	R7. 3. 31	5, 379, 000	第19条 1 項8号	一般競争入札を行ったが、不落となったため。
施設保全グループ	島津メディカルシステムズ株式会社	島津製作所製X線撮影装置保守点検業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	6, 105, 000	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	シーメンスヘルスケア株式会社	磁気共鳴診断撮影装置 (MAGNETOM Sola) 保守点検業務	R4. 4. 1	R9. 3. 31	99, 000, 000	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	シーメンスヘルスケア株式会社	IVR-CTシステム保守点検業務	R4. 7. 1	R9. 6. 30	165, 000, 000	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	株式会社ダイキチ	特殊清掃業務の委託	R4. 4. 1	R4. 11. 30	16, 280, 000	第19条 1 項2号	他の業務(大阪コロナ重症センターの特殊清掃業務委託)と密接不可分の関係にあり、当該契約業者以外の者に履行させた場合、連携した業務運営に支障をきたすため
情報企画室	日本電気株式会社	令和4年度診療報酬改定に伴うシステム変更業務	R4. 4. 1	R4. 6. 30	5, 665, 000	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守)が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
情報企画室	富士フイルムメディカル株式会社	診療記録文書統合管理システムの保守委託業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	6, 930, 000	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守)が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
情報企画室	エア・ウォーター・リンク株式会社	循環器向け動画像システム保守業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	3, 465, 000	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守)が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
情報企画室	株式会社MMコーポレーション	生殖医療管理システム保守業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	2, 706, 000	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守)が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
情報企画室	株式会社MMコーポレーション	重症部門管理システム保守業務	R4. 4. 1	R5. 3. 31	5, 742, 000	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守)が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
情報企画室	富士テレコム株式会社	ファイル共有システムの導入委託業務	R4. 4. 20	R4. 7. 31	5, 356, 890	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守)が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
情報企画室	日本電気株式会社	自動精算機等の保守業務	R4. 5. 1	R8. 3. 31	10, 707, 070	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守)が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
情報企画室	日本電気株式会社	既読管理システムの改修業務	R4. 5. 20	R4. 8. 31	4, 400, 000	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守)が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
情報企画室	富士フイルムメディカル株式会社	読影レポート作成支援システムの音声入力ソフト組込み業務	R4. 6. 30	R4. 8. 31	4, 510, 000	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守)が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
経営企画グループ	FCEプロセス&テクノロジー	RPAソフトウェア提供業務	R4. 5. 1	R5. 4. 30	13, 147, 200	第19条 1 項2号	当該ソフトウェアについて、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。

## 賃貸借契約

所属名	契約の相手方 (商号又は氏名)	契約件名	契約期間		契約金額(円) (単価契約の場合は 年間予定金額)	大阪府立病院機 構契約事務取扱 規程の適用条項	随意契約理由
			開始	終了			
施設保全グループ	旭化成ゾーランドイナル株式会社	着用型自動徐細動器LifeVest 一式	R4. 4. 1	R5. 3. 31	11, 472, 912	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。
施設保全グループ	バクスター株式会社	在宅自己腹膜灌流療法装置	R4. 4. 1	R5. 3. 31	4, 342, 536	第19条 1 項2号	当該機器が特定され、これがメーカーが直接販売及び保守サービスを行っているため。
施設保全グループ	日光医科器械株式会社	整形外科手術用機器賃貸借契約	R4. 4. 1	R5. 3. 31	9, 000, 000	第19条 1 項2号	事故発生時の診療材料と専用手術器具の責任分担という見地から特定の者(診療材料の契約業者) でなければ業務に支障をきたすため。
施設保全グループ	帝人ヘルスケア株式会社	院内人工呼吸器賃貸借契約/在宅人工呼吸器賃貸借契約	R4. 4. 1	R5. 3. 31	6, 406, 080	第19条 1 項2号	既存患者に対して引き続き十分な療養環境を提供するため
施設保全グループ	帝人ヘルスケア株式会社	ASV療養治療器(在宅レンタル)	R4. 4. 1	R5. 3. 31	8, 106, 120	第19条 1 項2号	既存患者に対して引き続き十分な療養環境を提供するため
施設保全グループ	株式会社フィリップス・ジャパン スリープ&レスピラトリーケア事業部	院内人工呼吸器賃貸借契約/在宅人工呼吸器賃貸借契約	R4. 4. 1	R5. 3. 31	14, 626, 560	第19条 1 項2号	既存患者に対して引き続き十分な療養環境を提供するため

## 購入契約

所属名	契約の相手方 (商号又は氏名)	契約件名	契約期間		契約金額(円) (単価契約の場合は 年間予定金額)	大阪府立病院機 構契約事務取扱 規程の適用条項	随意契約理由
			開始	終了			
施設保全グループ	ティアイメディカル株式会社	医療用液体酸素購入契約	R4. 4. 1	R5. 3. 31	9, 658, 368	第19条 1 項2号	液化酸素貯蔵タンクの定期点検をティアイメディカル株式会社に委託していることから同社での液体酸素の充填がより安全であるため。
施設保全グループ	UpToDate Inc	UpToDate Anywhereサイトライセンス契約	R4. 4. 1	R5. 3. 31	3, 658, 619	第19条 1 項2号	UpToDate社のサイトライセンス契約は、日本国内において米国UpToDate社との直接販売のみのため
施設保全グループ	株式会社スズケン大阪中央支店	HLA遺伝子型判定装置	R4. 6. 27	R4. 12. 27	5, 786, 000	第19条 1 項8号	入札に付したが予定価格の範囲内で入札した者がいなかったため。
情報企画室	日本電気株式会社	診察券発行機	R4. 4. 1	R4. 6. 30	6, 435, 000	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
情報企画室	NECフィールディング株式会社	サーバ用UPSバッテリー	R4. 6. 7	R4. 7. 29	5, 170, 770	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため